

V【支え合う】 お互いを認め、尊重して、支え合う

目指す将来の姿

- ★ それぞれの主体が、ユニバーサル社会、男女共同参画社会、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）等の視点をもって生活・活動し、地域づくりに取り組むことを目指します。
- ★ 多くの外国人が本県を訪れ、滞在し、人種・国籍・文化の違いを認め合い、ともに暮らし、働き、交流するような社会の実現を目指します。
- ★ 高齢の方が生きがいをもって暮らし、豊かな知識と経験を生かして様々な分野で活躍することを目指します。
また、介護や医療が必要になっても、人格や個性が尊重され、住み慣れた地域で安心して生活し、質の高い福祉サービスを利用できることを目指します。
障がいのある方が、質の高い障がい福祉サービスを利用し、住み慣れた地域の中でその能力と適性に依拠して自立した日常生活や社会生活を営むことを目指します。
DV（ドメスティックバイオレンス）や児童虐待がなくなり、また、ひとり親家庭が自立して生活できるような社会の実現を目指します。
地域福祉の推進者を中心に、支援を必要とする方を地域で支え合い、全員がいきいきと安心して生活できるような社会の実現を目指します。
- ★ 地域の医療機関が安定的に運営され、誰もが安全で質の高い医療を受けることができ安心して暮らせる社会の実現を目指します。

全ての世代が健康に関心を持ち、社会全体で健康づくりを進め、健康づくり文化の創造に取り組みます。健康危機の脅威から県民を守ります。

主な成果（参考）

- 「それぞれの個性と能力が発揮される社会」「男女共同参画社会」
 - 人権
 - ・ 支え愛制度の創設（H23.4）（あいサポーター登録者 207千人、企業・団体 708団体（H25年度まで累計））
 - ・ ハートフル駐車場利用証制度 協力施設数（H25年度末：602）
 - 男女共同参画
 - ・ 男女共同参画推進企業の認定数 485社 H25年度末 H19比 2.8倍（目標 700社（H30年度末））
 - ・ 子育て応援パスポート・登録世帯数 35,478 H25年度末（H20：11,195）
 - ・ 協賛店舗数 2,336 H25年度末（H20：986）
 - ・ 家庭教育推進協力企業の協定締結促進（H19年度末：126社 ⇒ H25年度末：570社）
 - 多文化共生社会
 - ・ 「鳥取県手話言語条例」の制定（H25.10）
 - ・ 外国人支援・相談窓口の設置 16箇所 H25年度末（目標 22箇所（H30年度末））
 - 高齢の方
 - ・ 認知症サポーターの養成（H20：4,425人 → H25年度末：53,714人）
 - 障がいのある方
 - ・ 福祉施設から一般就労への移行者数 97人 H25年度末（目標 62人（H30年度））
 - ・ 入所施設の入所者の地域生活への移行者数 341人 H25年度末 目標 513人（H20～30年度末累計）
 - ・ 平均工賃月額の上昇（H18：10,983円→H25：17,090円）
 - ・ 障がい者スポーツ教室の参加者数（H23：述べ1,220人→H25：述べ1,771人）
 - 社会的に支えを必要とされる方（DV対策 児童・母子家庭等）
 - ・ 里親委託率 20.4% H25年度末（目標 20%）
 - ・ 児童家庭支援センター設置（東部：H11、西部：H24、中部：H26.4）
 - 社会的に支えを必要とされる方（生活支援）
 - ・ コミュニティソーシャルワーカーの市町村社会福祉協議会への配置 18市町村社協 H25年度末 41名配置
- 「あんしん医療体制」構築と「健康づくり文化」
 - ・ 「鳥取県がん対策推進条例」の制定（H22.6）
 - ・ 医師数 1,088人 H25年度末（目標 1,130人（H30年末））
 - ・ 看護職員数 5,412人 H25年度末（目標 5,724人（H30年末））
 - ・ 鳥大救命救急センターの新築拡充（H22）
 - ・ 兵庫県、京都府と連携したドクターヘリの運航開始（H22～）
 - ・ 島根県ドクターヘリの県内運航開始（H25～）
 - ・ 鳥大ドクターカーの運行開始（H25～）
 - ・ 主要な公共施設を含む県内でのAEDの設置（H20：571箇所 → H26.9：1,021箇所）

(1)一人ひとりの人権が尊重され、「それぞれの個性と能力が発揮される社会」、「誰もが家庭・地域・職場のあらゆるところで、心豊かに暮らせる男女共同参画社会」

(1-1) 人 権

- ① 人権尊重の視点をもってあらゆる施策が展開されることを促進します。
- ② あらゆる場を通じた人権教育・啓発、県民との協働による啓発事業と県民自らの実践活動の促進等により、県民一人ひとりが人権の現状を知り、思いやりの心（人権意識）が育まれ、誰もがかけがえのない存在として尊重される共に生きる社会の実現を目指します。人権教育・啓発を推進する指導者やリーダーを養成します。
- ③ お互いの違いを認め合い、家庭も地域も人と人とのつながりが大切にされ、希望にあふれ、誰もが暮らしやすい社会（ユニバーサル社会）の実現を目指します。
- ④ 人権相談窓口設置等による相談・支援の充実等により、差別や偏見により生活や個人の能力の発揮が損なわれることがなく、行政と県民の手による支援が充実し、誰もが社会の一員としていきいきと輝き自己実現できる社会を目指します。
- ⑤ 地域住民を始めNPO、企業等あらゆる地域社会の構成員と連携した取組を促進すること等により、いじめや虐待のない、誰もが生まれてきたことを喜び、誇りをもって生きていくことのできる、暖かい眼差しと笑顔があふれる、暴力のない社会を目指します。
- ⑥ 北朝鮮による拉致問題は、一刻も早く全面解決されるべき喫緊の課題であり、日本政府に取組を働きかけるとともに、拉致被害者の帰国後生活の支援準備、県民理解の促進を進めます。

(1-2) 男女共同参画

- ① 県、市町村、男女共同参画を推進する団体の連携を強化し、職場、地域、家庭などあらゆる場面で、男女共同参画を進めるための理解者やリーダーとなる者を増やすための普及啓発・人材育成を推進します。
- ② 子育て応援パスポートや家庭教育推進協力企業（家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに自主的に取り組む企業）制度による企業の子育て支援の促進など子育て支援対策を充実します。
- ③ 社会の制度や慣行を見直し、防災や消防の取組に女性の力を活かしたり、企業や住民団体等の管理職・役員への女性登用促進、男性の育児休業の取得・家事等への参画を推進します。
- ④ 男女共同参画推進企業（仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりを積極的に進める企業）認定制度を通じた企業への働きかけや中小企業労働相談所の機能強化などのほか、企業経営者等の意識改革のためのシンポジウムによる普及啓発等により、多様な生き方を選べる社会を構築するため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進します。

(2) 人種・国籍・文化・言語の違いを認め合い、尊重する「多文化共生社会」

- ① 環日本海諸国やアジア諸国を始め多くの外国人が鳥取県を訪れ、滞在・交流しやすい環境を整備し、国際交流を推進します。
- ② 外国人支援・相談の窓口を市町村単位等で設置するなど、鳥取県に居住している外国人への支援体制を整え、外国人でもストレスが少なく、安心して働き、生活・滞在できるよう、支援します。子どもの親が外国人である場合に学校・家庭間で円滑な意思疎通ができるよう、日本語の習得支援を行うなど、事情・状況に応じたきめ細かな支援を行います。外国人支援に関する意識啓発と基礎的体制づくりを推進します。
- ③ 国際理解が進み、人種・国籍・文化の違いを認め合い、尊重する社会の実現を目指します。外国人が地域を支える一員となっている社会づくりを推進します。
- ④ 手話がコミュニケーション手段としてだけでなく、言語として一つの文化を形成していることにかんがみ、手話通訳者等の確保・スキル（技術）の向上を図るほか、県民に手話がもっと身近なものとなるような環境整備を進めるなど、手話を必要とされる方が日常生活を送る上で十分なサービスを受け、社会参画ができる環境を整備します。

(3) 高齢の方や、障がいのある方、社会的に支えを必要とされる方が地域・社会の中で「質の高い生活」を送る

(3-1) 高齢の方

- ① 就業支援等により、高齢の方が生きがいをもって暮らし、希望する就業ができるほか、豊かな知識と経験を生かして様々な分野で活躍することができる社会の実現を目指します。
- ② 地域の中での社会参加活動など、高齢の方の活躍の場を拡大します。地域リーダーを養成します。高齢者スポーツ大会や作品展など、スポーツや文化活動を促進します。
- ③ 行政と民間とが協働・連携した介護予防の全県的な普及を推進します。
- ④ 高齢の方が元気に暮らし続けられる地域づくりに意欲のある人材を活用することなどにより、介護や医療が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせ、また、質の高いサービスを利用することができる社会の実現を目指します。
- ⑤ 医療機関同士、医療機関と在宅支援サービス、在宅生活を支えるサービス間がつながるネットワークの構築等により、適切なサービスを受けられるよう、「医療と福祉の連携」を推進します。
- ⑥ 認知症高齢者の早期発見・早期治療体制の整備の促進と、地域支援体制の構築を推進します。
- ⑦ 家庭・施設において、高齢の方が身体的虐待や介護放棄などを受けることがないよう、虐待の予防や早期発見・早期対応のための取組を進めます。
- ⑧ 地域活動の中心となる人材を育成し、地域における住民相互の支え合い（見守り等）の強化を促進します。
- ⑨ 介護保険施設等について、在宅に近い家庭的な居住環境の中で生活できるよう居住環境の改善を図るとともに、入所のためだけでなく、高齢の方の在宅生活を支える拠点としての役割や地域住民との交流拠点としての役割を担うことができるよう、質的転換を図ります。

(3-2) 障がいのある方

- ① 誰もがそれぞれの人格と個性を認め合い、尊重し合い、支え合うことによって、自己選択と自己決定の下に様々な分野に参加・参画することができる社会の実現を目指します。
- ② 障がいのある方が地域で自立して生活できるよう、地域社会の中にある住宅で共同生活をするグループホームの整備の支援、一般住宅への入居の支援や、社会資源として不足している事業所の創設の支援（就労移行支援事業等）等による一般就労への移行支援など、住居、就労、日中活動場等を充実します。
- ③ 地域における障がいに対する理解と施設に入所されている方の円滑な地域での生活の移行につながるよう、地域との交流を推進します。また、障がいのある方の二歩を踏まえ、入所者の社会的自立や地域生活への円滑な移行につながる、社会生活能力を高める支援を推進します。障がい者施設については、入所される方の生活の質の向上を図ります。

- ④ 就労継続支援B型事業所（企業等に雇用されることが困難な障がいのある方に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、知識・能力の向上のために必要な訓練等を行う事業所）における工賃水準を3倍に増やす計画の推進等により、就労継続支援B型事業所等で働く障がいのある方の就労意欲を醸成します。
- ⑤ 手話がコミュニケーション手段としてだけでなく、言語として一つの文化を形成していることに鑑み、手話通訳者等の確保・スキル（技術）の向上を図るほか、県民に手話がもっと身近なものとなるような環境整備を進めるなど、手話を必要とされる方が日常生活を送る上で十分なサービスを受け、社会参画ができる環境を整備します。また、視覚障がいのある方が必要な情報を入手することができるよう、点字図書を始め、点字、音声等による情報入手の充実を図るなど、障がいのある方の状況に応じたコミュニケーション手段を確保するとともに、障がいのある方が適切な教育を受けることにより、自己選択と自己決定により日常生活や社会参画ができる環境を整備します。
- ⑥ 障がいのある子どもが、安心して生活し、適切な支援を受け、自らの将来を選択・決定することのできる社会を目指します。
- ⑦ 発達障がいのある方のニーズに応じた支援手法の確立を目指す取組や、高次脳機能障がい者支援普及事業（高次脳機能障がい者支援拠点機関を設置し、社会復帰のための相談支援、医療と福祉が連携した支援ネットワークの構築等を行う取組）等を通じ、発達障がいを含め障がいのある方に対する福祉、保健、雇用、教育及び医療の連携した支援体制を構築します。
- ⑧ スポーツ、文化・芸術活動や余暇活動などの機会を通じ、障がいのある方への理解が高まり、地域社会で共に生きる地域づくりを進めます。

（3-3）社会的に支えを必要とされる方

（3-3-1）DV(ドメスティックバイオレンス)対策、児童・母子(父子)福祉

- ① 関係機関の連携を充実強化し、県や市町村による教育・普及活動を充実させ、暴力を許さない社会を実現します。
- ② 相談窓口の充実、関係機関の連携等により、DV発生の未然防止を推進します。
- ③ DV被害者への緊急保護支援・一時保護施設の充実や、DV被害者に対する就労、住居の確保等の必要な支援の充実を図る一方で、DV加害者の再発防止対策を進め、DV被害者が安心して暮らせる社会の実現を目指します。DV被害者に対する民間支援団体等を支援するとともに、協働・連携してDV対策を推進します。
- ④ 児童虐待の発生予防、早期発見・対応、入所施設や里親制度など、総合的な支援体制の整備を推進します。入所施設との連携による親支援を充実し、家庭復帰に向けた取組を推進します。
- ⑤ 相談体制の整備、就労・生活支援の充実など、ひとり親家庭が育児と仕事を両立し、経済的に自立支援する取組を拡充します。

（3-3-2）生活支援

- ① ボランティアコーディネーター（ボランティア活動の調整役）の養成や地域福祉の推進者との連携を進めることなどにより、支援を必要とする方を地域で支え合い、全員が地域の中で自分でできる役割を果たしながら、いきいきと安心して暮らせる、共に生きるまちづくりを推進します。
- ② 病気、失業等で生活に困窮した方の日々の生活をサポートし、自立へのチャレンジを支援します。
- ③ 豊かな地域社会の再生を目指し、互いに支え合う地域の福祉力の再構築を目指します。
 - 地域の絆を大切に、地域住民、ボランティア、NPO法人、行政がスクラムを組んで主体的に取り組み、高齢者や障がいのある方などを地域ぐるみで支援していく「支え愛活動」を推進します。
 - 様々な障がいの特性や必要な配慮を理解する「あいサポート運動」の取組を進め、障がいのある方もない方も、互いの個性と人格を尊重し「共に生きる」地域社会を築く取組を推進します。

(4)「あんしん医療体制」構築と「健康づくり文化」の創造

- ① 急性期から回復期、在宅医療に至るまでの適切な医療サービスが切れ目無く受けられる、持続可能な医療提供体制を構築します。
- ② 医師養成に向けて鳥取大学等との連携を進めます。国策として、地域が必要としている医師、看護師等の確保を求めるほか、県としても、医師、看護師等を確保するための奨学金制度の充実や、医師確保に向けた専門研修医師支援制度の創設、高等教育を含めた看護教育の充実、更に新人看護師の早期離職防止・離職看護師の再就業支援体制の強化等により、地域で不足している医師や看護師を確保します。
- ③ 二次医療圏（東部・中部・西部の各圏域）ごとに医療機関が機能を分担し、相互に連携します。軽症患者から重篤な患者まで対応できる救急医療体制の整備を推進します。近隣県と連携してドクターヘリ（医師がヘリコプターで患者の元へ向かうシステム）の導入を検討します。
- ④ 治療や療養を必要とする方が通院困難な状態にあっても、在宅において必要な医療を受けられるよう、医師等が居宅等を訪問して看取りまで含めた医療を提供できる体制の整備を目指します。
- ⑤ 全ての世代が健康に関心を持ち、「日常的な運動文化」「健康を支える食文化」「心と体の健やか文化」の3つの柱で県民運動に取り組み、社会全体で「健康づくり文化」を創造します。
- ⑥ 健全な食習慣の定着、食に関する正しい知識の習得、食に関する感謝の心の涵養、豊かな食文化の継承等を通じ、県民一人ひとりの食を通して健やかに生きる力を育む「食育」を推進します。
- ⑦ 生涯スポーツやダンス等の健康づくりの地域への浸透、検診の受診の向上等を勧め、県民の平均寿命の全国順位を、上位10位以内に引き上げます。
- ⑧ 特定健康診査、特定保健指導、歯科検診の充実等により、メタボリックシンドロームの改善及び糖尿病等の生活習慣病の発生予防を推進します。
- ⑨ がんの早期発見・早期治療につながる、がん検診の受診拡大の取組や、どこでも一定レベルのがん医療が受けられる体制の整備など、がん対策を総合的に推進します。
- ⑩ 健康危機の脅威から県民を守るため、健康危害の早期発見、原因究明、被害の拡大防止等を一元的に対応する拠点・機能の整備を検討します。
- ⑪ 学校を含め、県内の主要な公共施設にAED（自動体外式除細動器）を設置します。